

政府機関統一基準群構成変更 項番対応表

統一管理基準及び統一技術基準		第4版	
項番	項目	項番	項目
<b>統一管理基準</b>		<b>第1編 基本編</b>	
<b>第1.1部 総則</b>		<b>第1.1部 総則</b>	
1.1.1.1	本統一管理基準及び統一技術基準の位置付け	1.1.1.1	本統一基準の位置付け
1.1.1.2	本統一管理基準及び統一技術基準の使い方	1.1.1.2	本統一基準の使い方
1.1.1.3	情報の格付の区分及び取扱制限の種類	1.1.1.3	情報の格付の区分及び取扱制限の種類
1.1.1.4	評価の方法 (※1)		
1.1.1.5	用語定義	1.1.1.4	用語定義
<b>第1.2部 組織と体制の整備</b>		<b>第1.2部 組織と体制の整備</b>	
1.2.1	導入	1.2.1	導入
1.2.1.1	組織・体制の整備	1.2.1.1	組織・体制の整備
1.2.1.2	役割の割当て	1.2.1.2	役割の割当て
1.2.1.3	違反と例外措置	1.2.1.3	違反と例外措置
1.2.2	運用	1.2.2	運用
1.2.2.1	情報セキュリティ対策の教育	1.2.2.1	情報セキュリティ対策の教育
1.2.2.2	障害・事故等の対処	1.2.2.2	障害・事故等の対処
1.2.3	評価	1.2.3	評価
1.2.3.1	情報セキュリティ対策の自己点検	1.2.3.1	情報セキュリティ対策の自己点検
1.2.3.2	情報セキュリティ対策の監査	1.2.3.2	情報セキュリティ対策の監査
1.2.4	見直し	1.2.4	見直し
1.2.5	その他	1.2.5	その他
1.2.5.1	外部委託	1.2.5.1	外部委託
1.2.5.2	業務継続計画との整合的運用の確保	1.2.5.2	業務継続計画との整合的運用の確保
<b>第1.3部 情報についての対策</b>		<b>第1.3部 情報についての対策</b>	
1.3.1	情報の取扱い	1.3.1	情報の取扱い
1.3.1.1	情報の作成と入手	1.3.1.1	情報の作成と入手
1.3.1.2	情報の利用	1.3.1.2	情報の利用
1.3.1.3	情報の保存	1.3.1.3	情報の保存
1.3.1.4	情報の移送	1.3.1.4	情報の移送
1.3.1.5	情報の提供	1.3.1.5	情報の提供
1.3.1.6	情報の消去	1.3.1.6	情報の消去
<b>第1.4部 情報処理についての対策</b>		<b>第1.4部 情報処理についての対策</b>	
1.4.1	情報システムの利用		
1.4.1.1	情報システムの利用 (※2)		
1.4.2	情報処理の制限	1.4.1	情報処理の制限
1.4.2.1	府省庁外での情報処理の制限	1.4.1.1	府省庁外での情報処理の制限
1.4.2.2	府省庁支給以外の情報システムによる情報処理の制限	1.4.1.2	府省庁支給以外の情報システムによる情報処理の制限
<b>第1.5部 情報システムについての基本的な対策</b>		<b>第1.5部 情報システムについての基本的な対策</b>	
1.5.1	情報システムのセキュリティ要件	1.5.1	情報システムのセキュリティ要件
1.5.1.1	情報システムのセキュリティ要件	1.5.1.1	情報システムのセキュリティ要件
1.5.2	情報システムに係る規定の整備と遵守	1.5.2	情報システムに係る規定の整備と遵守
1.5.2.1	情報システムに係る文書及び台帳整備	1.5.2.1	情報システムに係る文書及び台帳整備
1.5.2.2	機器等の購入	1.5.2.2	機器等の購入
1.5.2.3	ソフトウェア開発	1.5.2.3	ソフトウェア開発
1.5.2.4	主体認証・アクセス制御・権限管理・証跡管理・保証等の標準手順 (※3)		
1.5.2.5	暗号と電子署名の標準手順	1.5.2.4	暗号と電子署名の標準手順
1.5.2.6	府省庁外での情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止	1.5.2.5	府省庁外での情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止
1.5.2.7	ドメイン名の使用についての対策	1.5.2.6	ドメイン名の使用についての対策
1.5.2.8	不正プログラム感染防止のための日常の実施事項	1.5.2.7	不正プログラム感染防止のための日常の実施事項
<b>統一技術基準</b>		<b>第2編 情報システム編</b>	
<b>第2.1部 総則</b>		(統一技術基準作成に伴い新設)	
2.1.1.1	本統一管理基準及び統一技術基準の位置付け		
2.1.1.2	本統一管理基準及び統一技術基準の使い方		
2.1.1.3	情報の格付の区分及び取扱制限の種類		
2.1.1.4	評価の方法		
2.1.1.5	用語定義		
<b>第2.2部 情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策</b>		<b>第2.1部 情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策</b>	
2.2.1	情報セキュリティについての機能	2.1.1	情報セキュリティについての機能
2.2.1.1	主体認証機能	2.1.1.1	主体認証機能
2.2.1.2	アクセス制御機能	2.1.1.2	アクセス制御機能
2.2.1.3	権限管理機能	2.1.1.3	権限管理機能
2.2.1.4	証跡管理機能	2.1.1.4	証跡管理機能
2.2.1.6	暗号と電子署名(鍵管理を含む)	2.1.1.6	暗号と電子署名(鍵管理を含む)
2.2.2	情報セキュリティについての脅威	2.1.2	情報セキュリティについての脅威
2.2.2.1	セキュリティホール対策	2.1.2.1	セキュリティホール対策
2.2.2.2	不正プログラム対策	2.1.2.2	不正プログラム対策
2.2.2.3	サービス不能攻撃対策	2.1.2.3	サービス不能攻撃対策
2.2.2.4	踏み台対策	2.1.2.4	踏み台対策
<b>第2.3部 情報システムの構成要素についての対策</b>		<b>第2.2部 情報システムの構成要素についての対策</b>	
2.3.1	施設と環境	2.2.1	施設と環境
2.3.1.1	電子計算機及び通信回線装置を設置する安全区域	2.2.1.1	電子計算機及び通信回線装置を設置する安全区域
2.3.2	電子計算機	2.2.2	電子計算機
2.3.2.1	電子計算機共通対策	2.2.2.1	電子計算機共通対策
2.3.2.2	端末	2.2.2.2	端末
2.3.2.3	サーバ装置	2.2.2.3	サーバ装置
2.3.3	アプリケーションソフトウェア	2.2.3	アプリケーションソフトウェア
2.3.3.1	電子メール	2.2.3.1	電子メール
2.3.3.2	ウェブ(※4)	2.2.3.2	ウェブ
2.3.3.3	ドメインネームシステム(DNS)	2.2.3.3	ドメインネームシステム(DNS)
2.3.4	通信回線	2.2.4	通信回線
2.3.4.1	通信回線共通対策	2.2.4.1	通信回線共通対策
2.3.4.2	府省庁内通信回線の管理	2.2.4.2	府省庁内通信回線の管理
2.3.4.3	府省庁外通信回線との接続	2.2.4.3	府省庁外通信回線との接続
<b>第2.4部 個別事項についての対策</b>		<b>第2.3部 個別事項についての対策</b>	
2.4.1	その他	2.3.1	その他
2.4.1.1	情報システムへのIPv6技術の導入における対策	2.3.1.1	情報システムへのIPv6技術の導入における対策
<b>A.1 解説書別添資料</b>		<b>A.1 解説書別添資料</b>	
A.1.1	組織・体制イメージ図	A.1.1	組織・体制イメージ図
A.1.2	取扱制限の種類に係る付表例	A.1.2	取扱制限の種類に係る付表例
A.1.3	情報セキュリティ対策に関する政府決定等	A.1.3	情報セキュリティ対策に関する政府決定等
A.1.4	用語解説	A.1.4	用語解説

\* 以上は、集約・統合に伴う変更の概要を示しており、個々の項目における変更については、遵守事項対応表及び新旧対照表を参照下さい。

- (※1) 第4版 1.1.1.2(6)を移動
- (※2) 第4版 2.1.1.1(1)(h)、1(2)(a)、(3)(a)、2.1.1.3 (2)(a)、(3)(a)を集約
- (※3) 第4版 2.1.1.1～2.1.1.5の(1)(a)、2.1.1.4(3)(a)を集約
- (※4) 遵守事項の内容を全面的に見直し